

社援基発0527第1号
令和4年5月27日

各都道府県民生主管部（局）長
各地方厚生（支）局担当部長 殿
公益財団法人社会福祉振興・試験センター理事長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（公印省略）

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る
介護等の業務の範囲等について」の一部改正について

標記については、昭和63年2月12日付け社庶第30号厚生省社会局庶務課長厚生
省児童家庭局企画課長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験
資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」により取り扱っているところである
が、今般、下記のとおり改正したので、御了知願いたい。

記

1 改正内容

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護
等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第30号厚生省社会局
庶務課長厚生省児童家庭局企画課長通知）を別紙のように改正する。

2 適用

この通知は、令和4年度に行われる社会福祉士試験及び介護福祉士試験から適用す
る。